

令和2年度福島県立テクノアカデミー会津  
学生寮給食業務委託再公募実施要領

令和2年3月18日

福島県立テクノアカデミー会津校長

1 目的

本業務委託は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定に基づき、福島県立テクノアカデミー会津（以下、「本校」という。）学生寮における安全・安心で、かつ良質な給食の継続的な提供を図るため、給食業務の企画提案を募集し、最も優れた企画提案業者を選定のうえ、随意契約により委託契約を締結するものとする。

2 業務委託者

福島県

3 業務委託内容

別記「委託契約書（案）」及び「給食業務委託仕様書（案）」のとおりとする。

4 応募資格

- (1) 給食業務の実施にあたり、法定の諸手続を適正に行っている者であること。
- (2) 本校の学生寮規模等の給食業務を実施した実績があること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に該当しない者であること。

5 応募受付

(1) 応募期限

令和2年3月26日（木）17:00 必着のこと

(2) 応募書類

以下の書類を一つにし、左辺2カ所のホッチキス留めし、3部提出すること。（ファイル等は使用しない。）

ア 令和2年度福島県立テクノアカデミー会津学生寮給食業務委託に係る業務企画書（表紙）

イ 会社概要（様式1）

ウ 給食業務内容（様式2）

エ 費用見積書（様式3）

### (3) 提出先

郵便番号 969-3527  
福島県喜多方市塩川町御殿場 4 丁目 16 番地  
福島県立テクノアカデミー会津 総務学生課  
電話 (0241) 27-3221

## 6 受託者の選定

### (1) 選定方法

ア 別記「評価表」及び「学生寮給食委託業務企画書評価について」に基づき、公募により提出された企画書等の審査を行い、最高得点 1 者を決定する。

イ 選定された応募者 1 者に見積提出を依頼し、見積金額が予定価格の範囲内であった場合に、契約相手方として決定し、別記「委託契約書（案）」により委託契約を締結する。

なお、最高得点の応募者が契約締結を行わなかった場合は、次順位の応募者を選定業者に繰り上げることができるものとする。

### (2) 審査結果

審査（選定若しくは否）結果については、3月27日（金）（予定）に応募のあった全ての者に通知する。

なお、審査の内容は公表しないこととする。

## 7 質問

質問がある場合は、令和2年3月23日（月）までに、質問書（様式4）をFAX又は電子メールで提出すること。なお、いずれの場合も、必ず電話により着信確認をすること。

質問と回答の内容は、令和2年3月24日（火）までにテクノアカデミー会津ホームページに掲載する。

## 8 契約保証金

(1) 受託者は、契約金額の100分の5以上の額を契約保証金として納付しなければならない。

なお、契約保証金の納付は、福島県財務規則（以下、「財務規則」という。）第228条第2項の規定による担保の提供をもって代えることができ、財務規則第229条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部または一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金の減免については、受託業者に別途通知する。

## 9 委託料の支払

契約金額を各月毎に12等分し、各月の業務が終了し、適正な請求書を受領後、30日以内に支払うものとする。

## 10 その他

- (1) 提案の基礎となる業務委託料見込額は、年額 4,712,400 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。
- (2) 応募に当たっての費用は、応募者の負担とする。
- (3) 令和 2 年度予算が福島県議会において否決されたとき、または関連予算が減額のうち可決されたときは、契約締結しないものとする。この場合、準備に要した経費があるときは全額応募者の負担とする。

学生寮給食委託業務企画書評価について

【福島県立テクノアカデミー会津】

項	目	評 価 内 容
1 会社概要 (配点 15)	実績	・本校学生寮と同規模、またはそれ以上の給食業務を実施した実績があること。
	応援態勢等	・災害等など、万が一不測の事態が生じた場合、近隣支店等から応援または連絡等の体制が取れる状況であること。
	コンセプト	・給食業務について、どのような方針、または考え方等で実施されているか。
2 給食業務内容 (配点 15)	食材等の管理	・在庫管理、保管方法及び検収体制が確保または安全に行われていること。
	衛生管理	・調理環境、または食事提供環境に対する衛生管理について体制が整っていること。 ・従事者に対する衛生教育体制が整っていること。 ・従事者の健康管理について、適正な体制を整えているか。また、寮生の健康管理面について、どのような考え方で取り組むものとしているか。
	給食内容	・寮生の年齢（18～20才）に適した食事摂取基準に基づく献立立案がされていること。 ・3食のバランスが取れていること。 ・本校の各食事における食事代、及びそれぞれの給食数を乗じた食事代総額において、提供でき給食内容になっているか。（過大になっていないか、過小になっていないか。） ・寮生の生活は、単調になりやすいため、季節感を感じる献立に取り組む意欲があるか。 ・災害発生時の対応状況が整っているか。 ・万が一、事故が発生した場合の受託者としての対応について問題がないか。
3 費用見積書 (配点 3)		・経費等が委託業務を遂行するうえで適切に計上されているか。 ・雇用する従事者等の労務管理（社会保険料等）が、適法、適切に行われているか。（該当しない場合や、未加入の場合は、制度等に沿ったものとなっているか。）

# 評 価 表

評 価 者：職 氏名

実施年月日：令和 年 月 日

項目					
1	実績	評価：	評価：	評価：	評価：
2	応援態勢等	評価：	評価：	評価：	評価：
3	コンセプト	評価：	評価：	評価：	評価：
4	食材等の管理	評価：	評価：	評価：	評価：
5	衛生管理	評価：	評価：	評価：	評価：
6	給食内容	評価：	評価：	評価：	評価：
7	費用見積及び 労務管理等	評価：	評価：	評価：	評価：

※特記事項等がある場合は、評価の下に記入する。

※評価 項目1～6…… 優：5、やや優：4、普通：3、やや劣：2、劣る：1  
項目7…………… 適正：3、適正でないと思われる：1